

申請受付 令和6年4月1日～令和7年3月31日



ペダル踏み間違い急発進等を抑制する

# 後付けの 安全運転支援装置補助金

令和6年4月1日以降に  
取り付けたものが対象です。



## 補助対象者 ※次の要件をすべて満たす人

- ① 令和7年3月31日時点で満65歳以上（昭和35年4月1日以前生まれ）の人
- ② 安全運転支援装置を設置する日及び補助金の交付申請をする日において市内に住所を有し、有効期限内の運転免許証を保有している人
- ③ 自動車税及び市税を滞納していない人

## 補助対象の安全運転支援装置

国土交通省の性能認定を受けている装置で、安全運転支援装置の製造業者等が指定する取付事業者で、かつ愛知県内の店舗で販売・設置された装置

## 補助対象の自動車 ※次の要件をすべて満たす車両

- ① 安全運転支援装置を設置することが可能であること
- ② 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていること
- ③ 補助対象者の運転免許証に記載された氏名と自動車検査証の「使用者氏名又は名称」欄に記載されている氏名が同一であること

## 補助金額

後付けの安全運転支援装置の購入設置費の1/2を岡崎市が補助

- ◆ 障害物検知機能付き 上限 33,000 円/件
- ◆ 障害物検知機能なし 上限 16,000 円/件

## お問い合わせ先

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所 市民安全部 防犯交通安全課 交通安全係 TEL 0564-23-6238

窓口対応時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15（年末年始、祝日を除く）

## 補助金の申請から交付までの流れ

### (1) 装置を取扱い事業所で設置

- 安全運転支援装置の製造者等が指定する取付け事業者で愛知県内の店舗であり、使用している自動車に安全運転支援装置を設置することが可能かどうか確認してください

### (2) 申請書(補助金交付申請書兼実績報告書)を防犯交通安全課へ提出 ※郵送可

#### 提出書類

- ① 申請書(様式第1号)は、防犯交通安全課窓口、市ホームページから入手できます
  - ② 車検証(使用者欄が申請者本人)のコピー
  - ③ 自動車運転免許証のコピー
  - ④ 装置の名称、補助対象経費、設置日が確認できる書類(様式第2号)
  - ⑤ 装置の購入及び設置に要した費用に係る領収書のコピー
  - ⑥ 市税の完納が証明されている納税証明書(申請日前3月以内に発行されたもの)
- ※(4) 請求書を併せて提出していただくことも可能です。



- ◆ 添付書類は、すべて申請者本人の名義のものがが必要です
- ◆ 申請者本人以外が提出する際は、印鑑をご持参ください

### (3) 通知書(補助金交付決定兼額確定通知書)が郵送で到着

- 申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します

### (4) 請求書を防犯交通安全課へ提出※郵送可

- 請求書は通知書と一緒に郵送します(防犯交通安全課窓口、市ホームページからも入手可)

### (5) 補助金が指定口座に振り込まれます

- ◆ 申請は1人1回(1台)限りです
  - ◆ 補助金予算額に達した場合は終了となります
  - ◆ 補助金を受けた装置は、原則1年以上使用してください
- ※ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全運転支援装置を処分するとき、病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、及び自動車運転免許を返納したときは、この限りではありません。

「若い頃とちょっと違うな」「おかしいな」と感じたら、自動車運転免許の自主返納の時期です。

自動車運転免許が不要になった方や、加齢に伴う身体機能の低下等のため運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方は、自主的に自動車運転免許を返納することができます。

## ⚠ 重要

安全運転支援装置は加速を抑制しますが、自動で停止する機能ではありません。

必ずブレーキペダルを踏んで停止してください。

装置を過信せず、ひとりひとりが安全運転を心がけることが交通事故防止に繋がります。